

第 10 号議案

足立区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区組織条例の一部を改正する条例

足立区組織条例（昭和 52 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「危機管理部」を「危機管理部
資産活用部」に改める。

第 2 条の表政策経営部の部 7 の項中「ICT 戦略」を「情報システムの管理及び運用並びに ICT 戦略」に改め、同部中 9 の項を 10 の項とし、同部 8 の項中「協働」を「SDGs、協働」に改め、同項を同部 9 の項とし、同部 7 の項の次に次のように加える。

8 シティプロモーションの推進に関すること。

第 2 条の表総務部の部中 8 の項及び 9 の項を削り、10 の項を 8 の項とし、同表危機管理部の部の次に次のように加える。

資産活用部

- 1 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 2 公有財産の有効活用に関すること。
- 3 公共施設マネジメントの推進に関すること。

第 2 条の表区民部の部に次のように加える。

8 所得税及び住民税の定額減税に係る給付金に関すること。

第 2 条の表都市建設部の部 2 の項中「及び公共溝渠」を「、公共溝渠」に改め、同部 3 の項中「交通安全」を「交通政策及び交通安全」に改め、同部中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、同部 6 の項中「及び組合施行」を削り、同項を同部 5 の項とし、同部中 7 の項を 6 の項とし、8 の

項を 7 の項とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、部の分掌事務を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。